

土地等使用貸借契約書

消火栓器具格納箱設置場所の貸付人（土地所有者等）を記入して下さい。
法人は法人名、個人は個人名を記入して下さい。

貸付人 甲府太郎（以下「甲」という。）と借受人甲府市（以下「乙」という。）は、甲が所有する次の物件目録に記載の土地、又は建物等の一部（以下「土地等」という。）の使用貸借について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（契約の主旨）

第1条 甲は、乙に対し土地等を無償にて貸付けることとし、乙はこれを借受けるものとする。

（使用の目的）

第2条 乙は、土地等を消火栓器具格納箱の設置の用に供するものとし、この目的以外に使用しない。

（善管義務）

第3条 乙は、常に善良なる管理者の注意義務をもって、土地等の維持管理に当たらなければならない。

2 乙又はその使用者等の過失により土地等を毀損したときは、乙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

（費用の負担）

第4条 本契約に基づく消火栓器具格納箱の設置及び修繕等の費用は、乙の負担とする。

（禁止事項）

第5条 乙は、本契約によって取得した権利を第三者に譲渡、又は甲の土地等を転貸する等、甲に損害を及ぼす一切の処分をしてはならない。

（契約期間）

第6条 本契約の期間は、乙が甲の土地等に設置した消火栓器具格納箱を撤去するまでとする。

（契約の失効）

第7条 甲は、次の掲げる事項に該当することが認められたときは、その効力を失うものとし、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が第3条に定める善管義務を怠ったとき、又は第5条に定める禁止事項を行ったとき。
- (2) 甲が土地等の所有権を滅失したとき。
- (3) 甲が土地等を他の用途に供する事由が発生したとき。

（原状回復）

第8条 乙は、第6条の契約期間を満了したとき、又は前条により本契約を解除されたときは、速やかに土地等を原状に復して甲に返還しなければならない。

（疑義の解決）

第9条 この契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

日付は、記入しないで下さい。

令和 年 月 日

(甲) 住所
電話番号
氏名

・法人所有は法人住所、電話番号、法人名・代表者名を記入して下さい。
・個人宅は住所、電話番号、氏名を記入してください。
・朱肉を用いたはんこで捺印して下さい。

乙) 住所 甲府市丸の内一丁目18番1号
電話番号 055-237-1161
氏名 甲府市 甲府市長 樋口 雄一
物件目録

ご不明でしたら空欄をお願いします。

- 1 土地等の所在（地番） 甲府市 住居表示ではなく、地番を記入してください
- 2 土地等の登記簿地目 宅地
- 3 地積等 約 1 m²
- 4 消火栓器具格納箱設置場所付近見取図 春日地区 丸の内 自治会

地区名・自治会名を記入して下さい。

付近見取図は、手書きで記入をお願いします。
（地図は貼付けないでください。）

近隣の目標物となる場所が入るくらいの縮図でお願いします。

※消火栓器具格納箱の設置場所と、付近の消火栓を1ヶ所赤色で記入してください。
※地図等、印刷物の貼付はしないでください。